

江戸川区特定個人情報の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報の保護に関する考え方

江戸川区（以下「区」という。）は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成27年10月江戸川区条例第49号。以下「個人番号利用条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱う。

番号利用法においては、地方公共団体が特定個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を講ずることとされていることから、管理体制及び管理規程を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱うこととする。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報については、次のとおり適正に取り扱う。

（１） 法令遵守

特定個人情報の適正な取扱いに関する次の法令等を遵守する。

ア 番号利用法

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

ウ 個人番号利用条例

エ 江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月江戸川区条例第49号）

オ 江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月江戸川区規則第36号）

カ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

（２） 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等の防止その他の適切な管理のために次の措置を講ずる。

ア 組織的安全管理措置

イ 人的安全管理措置

ウ 物理的安全管理措置

エ 技術的安全管理措置

(3) 適正な収集、保管、利用、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報、番号利用法及び個人番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託

特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先等を含む。)において、番号利用法に基づき区が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報の取扱いに関する管理規程を継続的に見直し、その改善に努める。

(平成27年10月 5 日施行)

(令和 5 年 4 月 1 日施行)